

## 遺言書

第1条 遺言者は、次の預貯金を遺言執行者により便宜換価させたいので、遺言執行費用と遺言執行者の報酬を控除した残金を神奈川県大和市(以下「大和市」という。)に遺贈する。

- (1) ○○銀行○○支店 普通預金 口座番号○○○○
- (2) △△銀行△△支店 普通預金 口座番号△△△△

第2条 本遺言書による遺贈は、下記付言事項を含め、何らの負担を条件としないものとする。

第3条 遺言者は、この遺言の遺言執行者の指定を次の者に委託する。

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号  
大和市長

第4条 大和市長から指定を受けた遺言執行者に、第1条の預貯金の解約、解約金・払戻金の受領権限のほか、この遺言を執行する上での一切の権限を付与する。

2 遺言者は、遺言書の写しとともに大和市に提出した書類のほか大和市の保有する遺言者に係る公簿等のうち遺言の執行に必要なものを、当該執行に使用する限りにおいて、遺言執行者に閲覧させ、又はその写し等を交付することに同意する。

第5条 遺言執行者の報酬は、第1条に規定する預貯金額の1%に相当する額又は11万円(いずれも消費税及び地方消費税を含む。)のうち、いずれか高いほうの額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、遺言執行に必要な経費とし、大和市長と当該遺言執行者との協議により定めるものとする。

- (1) 遺言者の死亡時に、第1条に規定する預貯金の残高の合計額が11万1円に満たないとき。
- (2) 遺言者の財産につき遺留分の帰属する者があるとき。
- (3) 遺言者の財産処理により、遺言者の遺産が11万1円に満たなかったとき。

第6条 本遺言書に記載以外の財産については別に定める。

付言事項

本遺言書による遺贈は、大和市において〇〇の分野で活用してもらいを希望  
します。

令和〇年〇月〇日

住所 神奈川県大和市〇〇 〇番地〇

遺言者 大和 一郎 印